

協議会における事前の包括的な合意について

地域公共交通計画認定申請内容の決定後、計画内容に変更が生じた場合には、その内容について、本協議会で議論する必要がありますが、計画変更を効率的に行う観点から「地域公共交通確保維持改善事業実施要領」の規定に則り、軽微な変更に該当する場合には、協議会を開催しなくても協議会の議論を経たものとして取り扱う。

【参 考】

○地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱より

(地域公共交通計画の変更)

- 第 9 条 活性化法法定協議会は、前条の規定により申請された地域公共交通計画に記載された地域公共交通確保維持事業の内容を変更するときは、あらかじめ計画の変更について当該活性化法法定協議会の議論を経て大臣の認定を受けるものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。
- 2 前項の認定の申請は、様式第 1－2 による地域公共交通計画変更認定申請書を大臣に提出して行うものとする。
- 3 前条第 3 項の規定は、本条において準用する。

○地域公共交通確保維持改善事業実施要領より

②協議会について

ア. 地域公共交通計画の変更と活性化法法定協議会の開催について

陸上交通（地域間幹線系統又は地域内フィーダー系統）について記載した地域公共交通計画の策定後に鉄道のダイヤ改正や学校の登校時間・登校日の変更への対応、沿線の集客施設の新設・廃止への対応等による運行回数・運行日の変更や運行経路の一部変更が生じることが見込まれる場合は、予め活性化法法定協議会において事前に包括的な合意が得られていることを前提に、次のいずれをも満たす軽微な変更に関し、変更の都度、活性化法法定協議会を開催しなくても交付要綱第 9 条第 1 項（第 18 条の規定により準用する場合を含む。）の活性化法法定協議会の議論を経たものとして取り扱う。

- ・各補助対象系統の 1 日当たり計画運行回数の 10%以内又は 1 回以内の増減
- ・各補助対象系統の計画運行日数の 10%以内の増減
- ・各補助対象系統のキロ程（デマンド型にあってはサービス提供時間）の 10%以内の増減
- ・地域間幹線系統補助対象事業者に係る計画額の総額の 10%以内の増減

ただし、当該変更後の地域公共交通計画については、活性化法法定協議会構成員において情報共有されることが必要である。